

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.009

|           |  |
|-----------|--|
| 処 分 名     | 既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の工事に対する改善の命令  |
| 処 分 の 概 要 | 特定行政庁は、認定計画に従って工事を行っていないと認めるときは、認定を受けた建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるための改善命令です。 |
| 根拠法令等・条項  | 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 8 第 5 項   |
| 処 分 基 準   | 命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。                         |
| 設 定 年 月 日 | （最終改正：平成 2 6 年 4 月 1 日）  |
| 備 考       |  |

■建築基準法

(既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和)

第八十六条の八 1～4 省略

5 特定行政庁は、認定建築主が第一項の認定を受けた全体計画に従って工事を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の猶予期限を付けて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6 省略

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋